

建設労働者のアスベスト被害者の早期救済とアスベスト問題の早期解決を求める意見書の提出について

建設労働者のアスベスト被害者の早期救済とアスベスト問題の早期解決を求める意見書を次のとおり提出する。

平成28年10月26日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣，国土交通大臣，
環境大臣 宛て

京 都 市 会 議 長 名

建設労働者のアスベスト被害者の早期救済とアスベスト問題の早期解決
を求める意見書

かつて大量に使用されたアスベスト（石綿）による被害は，多くの労働者や国民に広がっている。また，東日本大震災で発生した大量のがれき処理についても，被害の拡大が懸念されている。

我が国では，建設労働者に多くの被害者が発生している。これは，輸入されたアスベストの80～90パーセントが建築資材に使用されてきたことに大きな原因があると言われている。

また，建設業の重層下請構造や，多くの現場で就業するという建設労働者の特性から，労災認定にも多くの困難を伴い，認定されないことが多々あると言われている。国は，平成18年に，「石綿による健康被害の救済に関する法律」を制定し，その後も医療費・療養手当の支給対象期間の拡大等の改正を行っているが，補償内容は不十分であり，被害者及びその遺族の生活を含めた補償の充実や，救済基金の拡充など，制度の抜本改正を求める声が上がっている。アスベストによる疾病は30～40年という長期間を経過した後に発症することが多く，亡くなってから労災認定がされる事例や，医学的認定基準を満たさず，労災認定に結び付かない事例がある。

この点，平成24年の東京地裁判決，平成26年の福岡地裁判決並びに平成28年の大阪地裁判決及び京都地裁判決は，いずれも国の責任を認めており，中でも京都地裁判決は，国に加えて建材メーカーの責任も認めるものとなっている。

しかし，アスベスト被害者の苦しみは今なお続いており，早期の労災認定が，発症した建設労働者の大きな支えとなる。また，多くの被害者が発生している建設労働者に対する救済を図ることで，全てのアスベスト被害者に対する問題解決に波及するものと考ええる。

よって国におかれては，建設労働者のアスベスト被害者及びその遺族が生活していくための救済の実施と，アスベスト被害の拡大を根絶するための対策を直ちに講じ，アスベスト問題の早期解決を図るよう強く求める。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。